

平成28年



とまり

議会だより



とまり保育所入所式（平成28年4月4日）

No.160

平成28年4月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 結城 智

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

平成
28年

第1回定例会

会期 3月10日～15日

平成28年度 各会計予算を議決
6会計の予算総額 45億3,495.4万円

平成28年度 各会計予算額

会計名	予算額	前年度対比
一般会計	39億8,000万円	1.1%増
国民健康保険特別会計	8,307.5万円	7.6%減
簡易水道事業特別会計	2,728.6万円	49.0%減
集落排水事業特別会計	4,726.3万円	2.2%減
公共下水道事業特別会計	3億7,010.3万円	14.4%増
後期高齢者医療特別会計	2,722.7万円	2.0%減
合計	45億3,495.4万円	1.2%増

平成二十八年第一回泊村議会定例会は、去る三月十日に招集され、会期を十七日までの八日間と定め、開会初日十日は、議長の諸般の報告と村長からの行政報告、教育長職務代理者から教育行政報告が行われた後、提出された議案二十三件（条例の制定・改正等二十一件・平成二十七年補正予算六件・平成二十八年年度新年度予算六件）の提案理由の説明を受け、全員構成による予算特別委員会を設置し、内容審査を付託した後、延会としました。

十一日は、議案等調査のため、休会としました。

十四日は、一般質問が行われ、質問終了後引き続き、新年度予算を除く議案二十七件を審議採決しました。

十五日は、予算特別委員会を開催し、付託された平成二十八年年度新年度予算六件を慎重審議の結果、いずれも可決するものと決定し、予算特別委員会を閉会しました。

予算特別委員会終了後、本会議を再開し、予算特別委員会での審査内容についての委員長報告があった後、新年度予算六件を原案通り可決し、会期を二日残り全日程を終了しました。

審議した議案

条例の改正

条例の制定

・村道認定について……………原案可決

茅沼老人ホームの建設及び外構工事の実施により新たにできた道路を村道に認定するものです。

・村道路線の変更認定について……………原案可決

茅沼小沢通線・有戸山の上通線・盃学校通線の三路線について、工事並びに地籍調査により路線延長に変更が生じたための認定変更です。

・泊村職員の定数に関する条例の制定について……………原案可決

職員の定数について、明確にするため、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるところにより、条例を制定するものです。

・泊村行政手続条例の一部改正について……………原案可決

・泊村情報公開条例の一部改正について……………原案可決

・泊村個人情報保護条例の一部改正について……………原案可決

・泊村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について……………原案可決

・泊村税条例の一部改正について……………原案可決

・泊村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について……………原案可決

・泊村手数料条例の一部改正について……………原案可決

新行政不服審査法の施行により、旧法で記載されている各条例の内容が変更されたことにより、訂正等が生じたための条例改正です

・泊村議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について……………原案可決

・泊村特別職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決

・泊村職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決

国家公務員法の人事院勧告に準じて、職員の月例給与ボーナスの引上げの給与改正と特別職及び議会議員においても、同様に「期末手当」の支給月数の引上げを行うための条例改正です。

・泊村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について……………原案可決

・職員の旅費に関する条例の一部改正について……………原案可決

人事評価制度導入等に伴い、地方公務員法等が改正されたことから、各条例の改正が生じたための条例改正です。

・泊村国民健康保険税条例の一部改正について……………原案可決

国民健康保険法施行例の改正により、賦課限度額が引き上げられたことと、国民健康保険税の軽減措置により、所得判定基準を改正することから条例の改正の改正が生じたための条例改正です。

・泊村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について……………原案可決

平成二十七年度で、五年間の時限立法であります水道料金の軽減措置が終

了致しますが、今後の対応を検討中であることから、この措置を一年間、延長するための条例改正です。

・泊村公営住宅管理条例の一部改正について……………原案可決

「中国残留邦人等円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により、中国残留邦人に対して居住の安定を図るべく必要な施策をとること、及び地方税法における延滞金の見直しによる延滞金算出に用いる割合の変更で、条例の改正が生じたための条例改正です。

・泊村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………原案可決

地方税法における延滞金の見直しによる延滞金算出に用いる割合の変更で、条例の改正が生じたための条例改正です。

・後志広域連合規約の一部変更する規約……………原案可決

後志広域連合が行う共同事務に関する町村経費の負担方法についての規約の変更です。

とまり議 会 だ よ り

補正予算

・平成二十七年古宇郡泊村一般会計補正予算(第六号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ二〇、〇四〇千円を減額し、総額三、九四五、二七七千円としました。

歳入のおもなもの

- 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 六、三九八千円の増
- 地方公共団体情報セキユリテイ強化対策補助金 五、一五〇千円の増
- 社会資本整備総合交付金(住宅) 五、三六四千円の減
- 社会資本整備総合交付金(住宅) 四、五一七千円の減
- 土地開発基金繰入金 一九、一三五千円の減
- 地域振興基金繰入金 九、九三〇千円の減

歳出のおもなもの

- 財政調整基金積立金 三四、六〇〇千円の減
- 各特別会計繰出金 五四、二七六千円の減
- 情報セキユリテイ強化対策工事 一〇二、四八一千円の増
- 北海道自治体情報システム協議会負担金 二三、七五六千円の増

老人保護措置費

十二、五八五千円の減
岩内地方衛生組合塵芥処理負担金 三三、七七三千円の増

村道除排雪委託料

三五、〇〇〇千円の増
公有財産購入費 一九、一三五千円の減

平成二十八年古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ九、三〇一千円を減額し、総額三、八〇、五六二千円としました。

平成二十八年古宇郡泊村簡易水道特別会計補正予算(第三号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ三、二四〇千円を減額し、総額四四、八三〇千円としました。

平成二十八年古宇郡泊村集落排水事業特別会計補正予算(第三号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ四、〇九〇千円を減額し、総額六二、九七六千円としました。

平成二十八年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第三号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ七、九六九千円を減額し、総額三〇五、八六九千円としました。

新年度予算

平成二十八年古宇郡泊村一般会計予算……………原案可決

歳入歳出 三九億八千万円

平成二十八年古宇郡泊村国民健康保険特別会計予算……………原案可決

歳入歳出 八三、〇七五千万円

平成二十八年古宇郡泊村簡易水道事業特別会計予算……………原案可決

歳入歳出 二七、二八六千万円

平成二十八年古宇郡泊村集落排水事業特別会計予算……………原案可決

歳入歳出 四七、二六三千万円

平成二十八年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計予算……………原案可決

歳入歳出 三七〇、一〇三千万円
平成二十八年後期高齢者医療特別会計予算……………原案可決

歳入歳出 二七、二二七千万円

お 願 い

行事案内など、議長宛の文書は
議会事務局へお届け願います。

一般質問

大橋 芳之 議員

□ふるさと納税制度の活用について

□入所基準変更に伴う

要介護一・二の方の対応について

梅庭 英良 議員

□副村長と教育長の選任について

□泊村の墓地（土地）について

牧野 村長

ふるさと納税制度というのは、今、大橋議員さんがおっしゃったように、平成二十年の税制改正で創設されて、それなりに町村自治体としては、それに向かつて、貢献をしているところとございますけれども、これは、自治体に対するふるさとという形で貢献したい、さらには、自治体に応援したいという納税者の思いで、この趣旨がなっている制度でございます。

この制度により、全国的に、各自治体は、この制度を実施し、寄付の件数や金額については、増額になっているという自治体の中で、交流人口はじめ、地域の活性化をもたらしているという形の中で、特に、地場産業の振興に繋がっているとございます。

このことを重要視して、本村では、このたび策定しました、泊村の「まち・ひと・しごと創生・人口ビジョン」という形の中で、また総合戦略の中で、この事業について位置づけしているところでございます。

ふるさと納税の制度の趣旨に基づいて、村としても、仕組みをつくり上げ、関係機関との連携をとって検討してまいります。このように考えております。

反面、ご承知のとおり、高市総務大

臣が、苦言を申し込んでいることがございます。それは、この制度自体実施している状況の中で、寄付に対するところの返礼ということで、特に、特産品を贈呈しているところがございますけれども、逆に、ふるさと納税の趣旨から逸脱したような形で、高価な返礼品やそれなりの寄付金で、高い物を贈呈するというような、そういう問題が生じたりして、税法上にいろいろと苦慮しているところもございます。

そういうことで、高市総務大臣は苦言を呈していることは、ご承知のことだろうと思っております。

また、後志管内でも六町村が、この制度を用いていませんけれども、私も、このふるさと納税制度を条例化実施するに向けて、全国の実態をきちんと調査しながら、検討するということと、前向きに進めていきたいなどこのように思っております。これについては、お答えをさせていただきたいと思っております。

大橋芳之議員（再質問）

ただ今、村長の方から、この制度は、泊村としては、総合戦略の事業の位置づけとして考えていると。そして、実施に向けて前向きに検討しますという力強い言葉をいただいたと解釈をしております。

大橋 芳之 議員 ふるさと納税制度 の活用について



この制度は、地方間格差やかつて過疎などによる税収の減少に悩む自治体

に対して、格差是正を推進するため、二〇〇八年、平成二十年に第一次安倍政権の時に創設された制度です。

自分のふるさとを大切に思い、生まれ育ったふるさとに納税という寄付をして貢献する制度です。

平成二十七年一月からは、寄附金控除額の上限が二倍に拡大し、四月からは、確定申告不要のワンストップ特例

制度が開始され、ますます注目される制度となっております。

泊村も、ふるさと納税制度を活用することによって、自主財源の増加はもとより、地元特産品の消費拡大や産業・観光の振興にも波及効果が考えられると思えます。

泊村の魅力を発信できる事業として、条例等をつくり、積極的に取り組むべきだと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

を

それで、実施に当たりまして、どのようなメリットがあるのかなというところを自分なりに考えてみたんですが、三つ程挙げられるのかなと思います。

まず一つ目は、何と言つても、自主財源の確保、あるいは税収の増加という部分が大きいのかなと思われま。ただ泊村の現時点の状況を考えますと、原発に関わる固定資産税、あるいは、電源立地地域対策交付金が入りまして、税収の六割から七割を賄っている状況でございますので、その面を考えますと、ちよつと税収の増加という部分では力が入らないのかなという思いはあるんですが、しかしながら、将来の税収の先細りということは、当然考えられる訳でございますので、今から、この自主財源の確保の一つの手段として、私は、必要な制度ではないかと、このように認識をしております。

二つ目は、やはり寄付をいただいた方に、特産品あるいは加工品を贈ることによつて、地元産品の消費拡大が図られ、そして、またちよつと考え方を変えますと、そういう特産品・加工品ばかりではなくて、泊村には、豊かな自然があります。夏場には、すばらしい夕日が見れる訳ですよ。そういう自然と宿泊というものをタイアップしまして、そういう方に、旅館組合の宿泊券を送つて、「どうぞ泊村でゆっくり夕日を眺めながら、一日を過ごしていただけませんか」というような提案もできるのではないかなと思いま

す。また、さらに、もう一つそれにプラスすれば、尚且つ、すばらしい施設がある訳ですよ。アイスセンター、それから、パークゴルフ場、そして、鯨御殿こういうものも、さらに、そういう観光と結び合わせて、活用していくつていう方法も、大いに私は考えられるのではないかなと思います。

三つ目は、寄付を募ることによつて、魅力あるものでないと、やはり寄付も集まらなれないと私は考えております。そのためには、やはり、役場庁内の中の若い方の、この豊かな企画力とか、政策力が、その制度に活用できるんでないかなとこのように、私は考えておりますが、村長は、現時点で、この制度のメリットや実施した場合の効果など、どのようにお考えなのか、考えを聞きたいと思ひます。

牧野村長

先程、大橋議員さんからお答えしていただいたような感じになっておりますけれども、まずご承知のとおり、私どもの方は、自主財源ということになると、なかなか、今、予算を見ていただければわかると思ひますけれども、税収が少くないという形の中で、特定財源の収入を得て、今日まで来ているところでございます。

そういう中で、やはり一般財源的な

形のを増やすということになれば、どこの町村も難しい訳でございますけれども、このふるさと納税を利用して、村の一般財源の増を図つて行かなければならないと、このように思つております。

二つ目は、今、言われたように、村の消費拡大と申しましようか、特に、水産業におけるところの特産品を目玉とした中で、それをPRしながら販売すると、そのためにはやはり、加工というものも含めた中で、重要視して行かなければならない。その施策も、当然、早々に進めて行かなければならない。

それにも、漁業協同組合のお力をお借りしながらというような形になろうかということになります。

それと、村の場合は、夕日がちよつど海面に沈むという状態の美しい景観を持っている土地柄でございますので、自然の環境、特に、また歴史的建造物ということで、鯨御殿はもちろんのこと、昔からご承知のとおり、茅沼炭鉱が最古の炭鉱ということも含めて、それに関わる歴史的なPRというものもあります。

これを進めるに当たっては、職員が一丸となつて、そのPRを進めたりしまして、職員の力量を発揮してもらおうということは、当然な訳でございますから、そういう面も含めて、逆に言えば、職員の意識も高まるのかなとこのように思つてるところでございます。

す。いろいろな形の中で、この制度をいかにして、これから村を進めて行くかということ職員一丸となつて検討してまいりたいとこのように思つております。

大橋芳之議員(再々質問)

前向きに検討するということでございますので、余りこれ以上の質問はいたしません、参考までに、今、北海道で一番この制度を利用して寄付を集めている町村がどれぐらいの金額を集めているのかなということで、調べてみましたところ、上士幌町つていうところがあります。

ここは、熱気球で有名な所ですが、八月に北海道バルーンフェスティバルというのが開かれたりする所で、そういう話を聞くと、大体あそこの町だつてというのは、想像つくかと思ひますが、ここは、人口が四、九〇〇人余りの町です。

そこで、年間どれぐらいの金額を集めているかと言いますと、十億集めているんですよ。町の税収は、六億四、〇〇〇万です。その一・五倍、遥かに超える額をふるさと納税制度を活用して集めております。

当然、他の町村とは変わったやり方をしておりまして、何点か参考までに

申しませんが、IT情報担当部をそれを専門にやる部署をまず作ったということがまず一つです。

次に、ホームページをリニューアルしまして、今、若者がよく利用しますラインとか、スマホ・携帯にも対応できるようなホームページづくりをしています。

あと全国的にやっております、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスにも参加をしております。

特に、四点目として、これは、泊村も参考にしても良いのではないかと思うんですが、特産品を開発するために、生産者に補助金を出していること。

そして、官民一体で取り組んでいるということが、相乗効果を生んで十億というお金を集めているのかなと考えられます。

今の村長の話の中にありましたけれども、この寄付に対する謝礼競争が激化しまして、本来の意味合いを失っているということ、総務省の方から自粛をするようにと要請も出ているのも事実でございます。

そんな中で、各自治体も、いろいろアイデアを出して来ている訳で、例えば、特産品とか加工品を贈るばかりではなくて、歴史のある町並みの保全のためとか、あるいは、自然環境の保護のためとか、あるいは、将来その土地に住んでみたいというふうな趣旨のもとに寄付を募るといふうに、すぐ各自治体もいろんなアイデアを出

して寄付を集めて来ております。

今、田舎にいても、インターネットの時代でございますので、先程も言いましたように、想像力や企画力を発揮すれば、地方にいても、いくらでも寄

大橋 芳之 議員

入所基準変更に伴う要介護

一・二の方の対応について

入所基準変更に伴う要介護一・二の方の対応についてということで、介護保険法の改正に伴い、平成二十七年から特別養護老人ホームの入所は、より介護の必要性の高い要介護三以上でないと入所できなくなりました。

このことにより、要介護一・二の方については、入所できなくなり、自宅で介護しなければならぬ家族にとつて、負担がますます大きくなったと思われま

一 本村の特別養護に入所されている方の介護度別の人数及び待機人数の状況について

二 高齢化に伴い、今後増加が予想される認知症を伴った要介護一・二の方の対応について、村長のお考えをお伺いします。

付を集められるという時代でございますので、是非とも、泊村の魅力のあるふるさと納税の実施に向けて期待をしておりますので、この質問は終わらせていただきます。

牧野 村長

入所基準変更に伴う要介護一・二の方の対応についてということで、二点程ご質問されております。

この介護保険法が平成二十七年の四月から改正されて、ご承知のとおり一と二の方は、特別養護老人ホームに入所できない状態になっており、これは議員のおっしゃるとおりでございます。

それで、入所者ということで、特別養護老人ホームの介護別の人数、全部で五十九名おります。

上の方から言いますと、要介護五の方は十八名、要介護四の方は十四名、

要介護三の方は二十三名、要介護二の方は、三名、それから、要介護一の方は一名、上からいきますと十八名、十四名、二十三名、三名、一名という形で、五十九名になっております。

それで、この内、村内の方々は二十七名で、村外から入所している方は三十二名となっております。

それと、待機者の方ですけれども、五十四名おります。待機者は、要介護五が三名、要介護四が十一名、要介護三が十三名、要介護二が十二名、要介護一が十五名ということで、五十四名の待機者になっておまして、その内泊村の方は十一名待機されているところで

それと、二番目の高齢化に伴い、今後増加が予想される認知症を伴った要介護一・二の方に対応するという考え方ですが、これにつきましては、認知症の方というのは、在宅での介護は厳しい、これは、もう当然の状態にあり、大変難しいということになります。養護老人ホームの入所も困難な場合もあります。在宅が困難で、緊急性のあり得る場合には、大変申し訳ないですが、れども、村としても、近隣の町村の高齢者福祉施設や認知症の方を対象とした地域密着型のグループホーム等のサービスを利用していただくよう、進めてお願いとさせていただきます。

大橋芳之議員(再質問)

きていませんでしたけれども、一・二の方は入られないけれども、特例の措置を使えば入居できるというものがあ
る訳です。

制度が、去年の四月に変わった訳ですが、その前に、既に入所されていた介護一・二の方は、当然ながら、引き続きそのまま入所できますよということは、変わらないですが、問題は、待機している介護一・二の現在で言いますと二十七名の方、この方が、今まではですと入れたものが入れないという状況に変わってしまいましたので、

じゃあ、どうしたら良いのかということとを、やっぱり村としても、考えて行かなければならないと思う訳でありまして、一つは、在宅介護という方が、まず考えられるのかなと。

そうであれば、村で利用できる制度としては、どういふのがあるかと申しますと、訪問介護、あるいは、訪問看護ですか、そして、もし動ける方であれば、デイサービスの利用とか、あるいは、短期間の生活管理指導短期宿泊事業、これは、村が独自でやっている事業ですけども、まず、そういうものを利用して、在宅で過ごしていただくということが基本かなというのがまず一つです。

そうは言っても、在宅で介護していても、当然、高齢化に伴って、痴呆も進んできたということも、当然考えられる訳で、村長の話の中には、出て

特例というのは、どういふのかと言

いますと、認知症が進んで重度になった場合、あるいは、見守っている家族による虐待があった場合には、特例制度がありまして、原則的には一・二の方は入れないけれども、入所できますよという制度がある訳ですが、村長の答弁の中では、村内の施設に入れる方法というのは、一切出てきませんでし
た。

あくまでも、近隣の施設に入ってもらうという内容の答弁でしたが、私は逆に、特例を使えば入れるのに、どうしてそういう話が出て来ないかなと、素直に疑問に思った部分もあります。が、もうちよつと、別な観点から、現在の老人ホームの状況考えますと、人数的にいっぱいなのかなと。特例の制度を使っても、これ以上、施設の中に収容するのは不可能だからという意味で、村長は、他町村にお願いしてという言葉が出て来たのかなと。まず、そういうふうに捉えたんですが、後で、村長、その辺どういふふうにご考えているのか、述べて下さい。

それから、「グループホーム」という施設の名前が出ましたけれども、村長は、本村で、このような施設の必要性についていふのをどのようにお考えになつていふのか、その辺考え方をお聞

きかせ下さい。

牧野村長

まず一点目の特別養護老人ホームと養護老人ホームの関係ですけれども、それぞれ入所の定数が決められておりまして、特に、特養の場合ですと、六十名定数で、今現在五十九名が入所しており、一名減になっておりますけれども、大体それなりの定数に満床されていきます。

それと、これからの将来的な「グループホーム」また、こういう方々がある程度生活できる体制づくりの福祉政策、これにつきましては、やはり、これから、進めて行かなければならない施策の一つの中にあるだろうと、このように考えております。

それで、これは、それぞれで社会福祉的な法人にお願いする形をとって行かなければ、これもまた難しいなというところもありますので、そこら辺を捉えながら、検討して行かなければならないのかなと、このように思っております。

大橋芳之議員(再々質問)

私が、この問題を取り上げた理由は、正に、この「グループホーム」という施設について、少し考えていただけないのかなという思いで問題を提起させていただきました。

「グループホーム」、もう既にご存じの方も多いと思いますが、日本語で言った方が素直に理解できるんですね。グループホームとは、「地域密着型認知症対応型共同生活介護施設」長いから、「グループホーム」とこう言っている訳ですけども、要するに、認知症の高齢者の方々を少人数五人からせいぜい十人未満の少人数で共同生活を送りながら、認知症の知識を持った専門のスタッフによる身体介護、それから、機能訓練とか日常の生活サービスを受けられる施設なんです。先程、村長の答弁の中に、「他所のグループホームに入居して下さい」というような話もありましたけれども、私もちよつと調べましたけれども、「グループホーム」は、その町村に住民票がない方は、入られないはずですよ。ですから、泊に痴呆の方の高齢者がいて、そういう受け入れの施設がないから、例えば、「岩内にあるグループホームに入して下さい」と言っても、これは、住民票がそこにないから、入

居できないはずです。村長。

当然、やはり在宅で、生活されて来られた高齢者にとりましては、何と言つてもやはり、住み慣れた土地が一番良い訳ですよ。そうしたら、いくら高齢者になった、痴呆になつたと言つても、そこを離れたくないと、そういう思いは、大変強いと私は思うんですよ。

ですから、この「グループホーム」を村でつくるのか、あるいは、民間の力を活用するのか、その辺の問題はいろいろあるかと思うんですが、将来的に、やはり、泊村も高齢化になつて来ています。それと共に、当然、痴呆の方も増えるだろうと予想は、推測される訳ですよ。

そうした場合に、やはり、地元の町村で、そういう高齢者を面倒見るといふ制度が、当然あつて然るべきなのかなと、私は、そう思います。再度、最後に村長の答弁をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

牧野村長

泊村に住んでいる方に、今までも、長寿的な形で、お祝い金差し上げたり、または、敬老会などでも、いろいろとたくさんの方々が、出席されている状況を見ますと、そういう中で、意見を聞いたりしておりますけれども、やは

り、泊で生活していて、当然、長くここに住んでいて、自分もつていうような考え方を持っている方が大半でございいます。

そういうことからすると、やはり、こういうグループホーム的なものは、これからも、当然早目につくつて行かなければならないのかなと、このように思いますけれども、今、議員さんがおっしゃつたように、地元になければというのには、これは当然でございいます。ただ、いろいろな形の中で、私が聞いているのは、村外の方々は、この施設をつくつた場合、入れる施設がなければ、いろんな形の手段の中で、住民票をこつちの方に持つて来るといふ形をとつてやつております。そこら辺が、難しいところですけども、一旦親戚の所に住所を置いて、そして、それからお願いするというようなやり方など、大変、最近のグループホームも複雑化している状態になつております。それは、村としても、実態を捉えながらやつて行かなければならないだろうと思ひますけれども、そこら辺も加味しながら、つくるといふことになれば、介護の専門職員がきちんとした中で進めて行かなければならない。これはもう、養護も特養も同じで、そういうことを十分捉えながら、村としても、どういう形が良いのか、村の政策の中では、当然やつて行かなければならない重要案件でございしますので、検討させていただきます。

梅庭 英良 議員

副村長と教育長の選任について

選任について



三年半、副村長不在ですが、何故でしょうか。

それと、教育長の選任も早急にしなければいけないと思いますが、村長の見解を求めます。

牧野村長

ご承知のとおり、副村長、または、教育長が、それぞれ今、不在になつてございます。

それで、「どうして選任していかないのか」というお答えについてなんですけれども、これは、選任に当たつては、難しいという事はご承知のことだと思ひますけれども、私自身は、村の職員の中で、副村長の職務の適任者、それは当然、選任して行かなければならないということになつております。

その関係の職員には、お話を申し上げて来ておりますけれども、一部は、

「受け入れることはできない」、さらには、それも、そういうお答えの中にはあつたりして、北海道の職員という方の選任はどうかということも考えておりました。

基本的には、私はやはり、村の職員を何とか選任したいということが、私の意思の強いところでございます。

その中で、岩宇地区の中でも、どうなのかなということも、検討して来たところでございますけれども、これらを含めて、職員も当然、仕事やり難い訳ですから、早く決めて欲しいというお話も聞いてございます。

特に、特別職となると受け入れる時の職員の年齢、職員のその職務に対する管掌、さらには、職務の厳しさということを考慮した場合に、いろいろ難しさがあるのかなという感じもしながら、今日を私は迎えて来ております。

そういう関係もございまして、何とか副村長、さらには、教育長の選任を今回の議会で提案できればと思つているところでございいます。

適任者ということで、いろいろ今考えてございますけれども、そこら辺を今回、追加議案で提案できれば、そのような形を執って行きたいなどこのように思っております。

教育長も当然、教育行政の重要性を認識しておりますので、そこら辺を十分考慮して対処してまいりたいなどこのように思っております。

梅庭英良議員（再質問）

今回一月の村長選、厳しい状況の中でも、結果的には、当選されて、そして、三期目がスタートした訳でございます。この点については、やはり私人ではないと思うんです。

副村長は、何故いないのか。

これは、村民皆様方がいろいろと携わる中でも聞かされる言葉でもありませんし、そして、不安になっていなくても現実のことだと思っております。

村長は、「住んでみたい、住んで良かった村づくり」をスローガンとして、「安全で安心して暮らせる村づくり」、この安心というのは、非常に簡単な言葉ですけれども、大変重苦しい、そしてはまた、本当に、安心・安全というの、なかなか口では言えますけれども、不安を与えていけないということと共に、人は皆、噂では「ああでもない、こうでもない」と言いますけ

れども、実際は、そういう立場になると、自分勝手な行動を起こす、これが悲しい性ではありますけれども、やはり、首長とするならば、そういう制度がある、三年半副村長がいらない、いろいろな内々の職員の方々も、私もこの立場なつて間もなく一年経ちますけれども、一生懸命に働いているなどというのは、日々感じるところでありますし、互いに切磋琢磨している訳でございますから、道内外うんぬんではなくて、やはり、地元の内なる泊村の中の職員の中で、今一度ご検討されて、お願いしてみるのも宜しいかなと思えます。

切にお願いするところでございます。そして、教育長のことについても、十二月の二十五日で退任されましたけれども、その後、今、これから、明日は中学校の卒業式もあります。

そして、十八日に小学校の卒業式。卒業式が終わると入学式があります。

それと同時に、学校の先生方は、転出・転入、そういういろいろな観点から考えて行かなければならないことでもありますので、それらも含めて、早急に、焦っては良い事はありませんから、じっくりと時間をかけて、ただし、その時間をかけるというのも、もう時間があるようでないようなものですか、前々の今三期目のスタートな訳です。前からのことは前のこととして、反省をして、一度リセットをしながら、新たな気持ちで、選任を考えていた

いて、前へ前へ進んでいただきたいと思

いいますが、再度、村長の答弁をお願い致します。

牧野村長

今、議員さんがおっしゃったとおり、やはり、厳しいこういう情勢、環境が

梅庭 英良 議員

泊村の墓地（土地）について

現在、泊村には、堀株・白別・法輪寺裏山・盃の四カ所がありますけれども、この墓地も、全ては国有地でありませんが、泊村は、国有地を国から払い下げる手続きを何故しないのか。村長の見解を求めます。

あるが故に、早目に進めて行かなければならないという、これはもう十分私も承知しております。

そういう方向性で、選任できる形のもので、いろいろと人選しながら進めて行きたいなどこのように思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

の土地をお持ちになって、墓地がありまして、国有地は、その付近にはございません。

それと、茅沼、白別ということで書いておりますけれども、茅沼の墓地につきましては、村が、今、管理条例を持って進めておりまして、墓地を御作りになる方々については、村が、その建設許可をして設置していただいております。

ご承知のとおり、泊村の場合は、四カ所、墓地があります。

一つは、堀株にある大雄寺さんの土地、これは、大雄寺さんの土地の場合、大雄寺さんの所有地の中で、自分

今、村の土地以外に国有地があるかということですが、その隣接する、やはり、墓地の建てる所に、一部国有地があります。

それから、三つ目は、泊の法輪寺の関係の墓地ですけれども、法輪寺の裏

山の方には、多くの墓地が建っており、ますけれども、その土地は、全て国有地内にあります。

それから、議員のおっしゃっている土地の隣接している所ですけれども、これにつきましても、ほとんどが国有地の中にあります。

そうすると、今、お話しした四件の内の堀株以外が国有地の中にあると言っても過言ではないのかなとこのように思っております。

昔を遡って、私も調査させていただいているんですけども、堀株は、大雄寺さんの方で、お持ちなってる土地の中にありますので、これ以外の茅沼の墓地、そして、茅沼の墓地は、今、村が管理しているということになると、あとは泊と盃の墓地については、昔を遡ると、それぞれの個人名で、明治の代になるんですけども、明治二十四年四月十日に、泊の墓地で塚本さんという方が、その土地を利用して、そして、尚且つ許可を与えていたという、そういう形で保健所に届けております。

それから、盃は、長尾さんという方が、明治二十五年十月二十一日に、やはり同じ形で、墓地の管理を岩内保健所に許可を受けて、墓地の建設を許可したという経緯がございます。

それ以降、村の関係で資料を今調査しておりますけれども、これらのことを考えて行くと、今は、もう昔と違って、こういう物件というのは、将来的

にも含めて、やはり、個人でというよりも、檀家で管理するという状態が良いのか、または、村が管理して良いのかというのが、なかなか厳しい状況にあります。それは、今言ったような一つの昔の流れの中で、これは、それぞれの責任者の中で、いろいろと話し合いをして行かなければならないのかなというの、一点ございます。

それと、私もやはり進めて行かなければならないのは、国有地があつて、尚且つ、自然の災害に対応できるかどうかということも、やっぱり見極めも、村としてはして行かなければならない。そこら辺を考慮しながら、今、ご質問がありました、議員さんの質問の内容につきましては、国というのは、今、北海道で言えば北海道財務局になりますけれども、そちらとの関係について、法律的にも含めた形の中で、これらの事を解決するような形を執って行きたいなとこのように思っております。

その内容を加味しながら、国有地についてのが、これが、話し合いの中でどういふふうになるかわかりませんが、検討する余地もあるのかなとこのように思っております。

今のところ、そのようなことで、捉えていただければなとこのように思っております。

梅庭英良議員(再質問)

堀株の大雄寺さんの所は、大雄寺さんの所有というふうに答弁いただきましたが、あとは、茅沼、今現在の白別の所は、一部村が買い上げて管理しているということでございますけれども、

全部ではないと思うんです。今現在は、火葬場の所は、村がちゃんと土地を確保して、だからこそ、今、火葬場の建て替えが始まると思えますし、その横の方については、国有地になる。何故、私がそれに拘るかと言うと、今始まったことではありませんが、もうこの国有地から、それぞれの土地をきちんと管理するには、市町村が窓口になつて

しなければいけないという制度があつたところでございます。泊村以外の他町村については、全ては、住民福祉課が窓口になつてきちんと対応しております。区画整備からきちんとやってる訳でございますので、何故、それが、泊ができないのかっていうのが、私は不思議でなりません。だから、こういう議員になつて、こういう時だからこそ、こういう質問させていたでる訳でございます。

また、実際の盃の例で言いますと無縁仏さんのお骨が、かなりあるんです。以前、もう二十年前位前になります、その以前には、盃にも火葬場がござい

ました。

その火葬場の後に、その無縁仏を全部供養しながら、無縁塔ということで作れないかという、ある人からの提案がありまして、それをいろいろ調べたところ、国有地の中では無縁仏は、全部改修して、供養するということが墓碑という、そういうものを建てるということではできないという国の方針がございました。

これは、ちゃんとした宗教法人なり、何らかのその墓地管理という管理者の銘々がなされてあるんだしたら、それは可能だったかもしれないけれども、その時点では、もう無理でありました。

その国の制度からすると、いろいろ私も財務局に行つて調べてまいりました。

これは、村が、国有地をその墓地については、払い下げの手続きをするのであれば、すぐに売りますよとっておりましたから、だから、また調べていただいで、早急にそういう手続きをしていただければなと思っております。

そして、実際に、そういう今、この過疎地帯になつていいる人口が減つてる中でも、墓は、ずんずんと増えて来るんです。

そして、最終的には、人口が減つても墓が増えるという、その中でも、その維持管理するその土地が、お骨が逆に、田舎から都会の方に、子供さんの都合で、お骨も引越ししなきゃなら

ないというのが、二年間の中で、盃の場合は四件程ありました。

その時に、管理者という墓地の管理者の欄の判子をつかなければならない欄があるんですけども、その所に、判子を押せない状況で、そのお骨を泊から札幌の方に移転手続きということと書類を発行した時に、その判子をつけれなくお骨が納めれない状況が、昨年あつたんです。

実際に。そういつたところで、そういう管理者というところを、村が、きちんと調べていただいて、国有地へ払いうことは、まず考えられない話でございますから、きちんと他町村と同じく、泊村も、その土地の墓地管理者ということの手続きをするような形で進めていただきたいと思えますし、それと同時に、環境整備もできるんではなからうかなと、いろいろな災害対策だとか、いろんな面でもこれからまた、それについて、土地もちゃんと管理者が決まれば、その後、後については、ちゃんと繋がって行くものがあるかと思えますから、それをきちんと進めていただければありがたいと思えます。再度村長の答弁を願います。

牧野村長

ただ今、私もご答弁させていただきましたけれども、こういう関係について、私も、茅沼の方には、墓地が段々多くなってきたというところも含めて、土地を造成させて、議員の許可をいただいて、今、整備し、実際には、墓地をご利用している方が多くなつて来ております。

そういうような意味合いからすると、当然、村としても、国有地というものを早目に財務部との協議の中で、どういうような方向で、したら良いかということを考慮しながら、対応するような形をとって行きたいなとこのように思います。

特に、これは、先祖代々の歴史を持つた方々が、お眠りになつていてということを考えれば、当然、早目に進めて行かなければならないのかなとこのように思っておりますので、そういう方向で対応してまいりたいと思えます。

梅庭英良議員（再々質問）

是非とも、そういう調査をしながら進めていただきたいと思います。

また、この墓地は、各宗派があつた

としても、共同墓地でありますので、そこら辺もきちんと踏まえた上で調査して、前向きにきちんとした形で、結果を残していただければと思えます。

平成28年 第一回臨時会 会期 二月四日

・岩内地方衛生組合議会議員選挙……… 酒井元純氏当選

・専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年古宇郡泊村一般会計補正予算（第五号）……… 原案承認

・専決処分の承認を求めることについて（泊村条例の一部改正する条例の一部改正）……… 原案承認

平成28年 第二回臨時会 会期 三月二十九日

・泊村教育委員会教育長の選任について……… 原案同意

泊村教育委員会教育長に森 和稔氏の選任が、満場一致で同意されました。

・平成二十七年古宇郡泊村一般会計補正予算（第七号）……… 原案可決

歳入歳出それぞれ六七、一三三千元を増額し、総額四、〇一二、四一〇千元としました。

歳入のおもなもの
・地方創生加速化交付金（水産業広域連携事業）
六七、一三三千元の増

歳出のおもなもの
・水産広域連携事業積丹半島地域活性化協議会運営費補助金
十三、八三三千元の増
ナマコ増殖事業補助金
五三、三〇〇千元の増



意見書の提出

3月定例会において次の意見書等を議決し、地方自治法の規定により、関係機関へ提出しました。

「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書

現在の日本社会で情報にアクセスすることやコミュニケーションが自由に取れることは社会生活に欠かせません。しかし、障がい者、難病の人たち、高齢者やIT機器が使えない、持てない人たち、こうした人たちに情報を伝え、コミュニケーションをとろうとする側にも適切な福祉施策、人的支援がなければ情報伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーションに格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要であります。

障がい者の場合、「障害者権利条約」で障がい者がみずから選択し、みずから決定する事が基本理念としてうたわれておりますが、情報にアクセスすることやコミュニケーションに困難を持つ、困難を感じる社会構成員にも、アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれております。

よって、国においては、以下の事項について、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望致します。

記

1. 障害者基本法第3条に手話が「言語」として定義されていることに基づいて障害者差別解消法や障害者に関する法律において「言語」、「コミュニケーション」、「情報」についての定義、権利規定を明記し、情報・コミュニケーションバリアを持つ社会構成員の基本的な人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
2. 法整備にあたって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月15日

北海道古宇郡泊村議会

〈提出先〉衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣

飲酒運転根絶を宣言する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての切実な願いであります。

私たちの生活は、車社会の進展とともに、利便性が向上し、経済的にも豊かさを増しましたが、一方で被害者、加害者がともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人一人の取り組みによって防止できはずの飲酒運転による交通事故は、依然として後を絶たない状況にあります。

北海道内においては、一昨年7月13日、小樽市銭函で飲酒運転により、3人死亡、1人重傷、しかもひき逃げという極めて悪質な事件が発生しました。その後、飲酒運転の根絶に向けた様々な取り組みにもかかわらず、昨年6月6日にも、砂川市の国道で一家4人が死亡、1人重体という悲惨な事故が再び発生し、道民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらしました。更には、「北海道飲酒運転根絶条例」が施行された直後、本年の1月2日には、室蘭市の国道交差点で、若者3人が死亡するなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

こうした悲劇を二度と繰り返さないためには、警察による取り締まりと、本人の自覚のみに任せるのではなく、地域社会全体として一人一人の心に、飲酒運転は「しない、させない、許さない」という規範意識を、住民はもとより社会風土として定着させなければなりません。

これまで国が進めてきた罰則等の強化のみでは、悲惨な飲酒運転による交通事故の根絶はかなわず、意識啓発の一層の充実はもちろんのこと、各年代にわたる生涯教育、酒類を提供する飲食店等の協力など総合的かつ効果的に推進していくことが必要であります。

よって、泊村議会は、北海道をはじめ各市町村、各関係機関や団体との連携を強化するとともに、泊村民一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことをここに宣言します。

以上、決議致します。

平成28年3月15日

北海道古宇郡泊村議会

議 会 日 誌

平成二十八年一月一日～
平成二十七年三月三十一日

1月

7日・泊村消防団出初式

10日・泊村成人式
(小林委員長・各議員出席)

13日・第六回泊村U-10フットサル交
流大会懇親会 (議長)

18日・岩内建設業共同組合・岩内建設
業協会新年交礼会 (岩内町 議長出席)

23日・泊消防団新年幹部交礼会
(議長出席)

24日・第三地域新年交礼会
・茅沼地域会新年交礼会 (議長出席)

30日・孟地域新年交礼会
(議長出席)

31日・堀株地域新年交礼会
(議長出席)

2月

4日・第一回臨時会

5日・泊村商工会新年交礼会
(議長出席)

15日・第一回岩内地方衛生組合議会臨
時会 (梅庭・酒井議員出席)

19日・後志広域連合議会運営委員会
21日～22日
(俱知安町・議長出席)

24日～25日
・第十回「村田のりとし新春の集
い」 (壮瞥町・議長出席)

26日・第一回後志広域連合議会定例会
(俱知安町・議長出席)

29日・総務社会常任委員会
・平成二十八年年度予算概要審査に
ついて

3月

1日・産業経済常任委員会
・平成二十八年年度予算概要審査に
ついて

・議会運営委員会
・第一回定例会会期について
・一般質問の通告について
・予算特別委員会の設置について
・意見書等の提案について

4日・南後志・岩宇町村議会正副議長
会合同研修会 (岩内町・議長・副議長出席)

10日・第一回定例会

14日・第一回定例会 (再開)

15日・予算特別委員会
・第一回定例会 (再開)

18日・泊中学校卒業式 (各議員出席)
29日・第二回臨時会

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入
するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

(尚、傍聴人は、傍聴席での飲食又は喫煙は、泊村議会傍聴規則により禁じられております。)

編集後記

「議会だより」第二六〇号をお届け
いたします。

今回は、三月の第一回定例会と第一
回・第二回臨時会について編集いたし
ました。

なお、第一回定例会において、平成
二十八年度各会計の歳入歳出予算を可
決しました。

是非ご覧になって、村の方針や議会
活動もご理解願いたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見、
ご要望等がございましたら、遠慮なく
議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

結 城 智
三 浦 弘 文
宇 留 間 文 宣
小 林 常 次
吉 田 茂 樹